

### 加西ゆずり愛通信

令和5年1号 加西署交通課

### 日から 令和5年4月

## 自転車乗車用ヘルメット

# 着用が努力義務化く 東車時も お忘れなく

業務中の自転車 乗車時も

道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、 従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項と されていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施 行後は、**全ての自転車の運転者が乗車用へルメット着用に 努めなければならない**こととなります。

#### 『自転車安全利用五則』 を守りましょう!

- 車道が原則、左側を通行 1 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



#### 交通安全情報発信中!!







